解散公告（第三回）

当法人は解散したので、当法人に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十六年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月八日

神奈川県秦野市今川町四―八

認可地縁団体今川町一上自治会

代表清算人　山崎　茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県岩手郡岩手町大字一方井第一三地割一三五番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　田村　利夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月八日

盛岡市本町通二丁目一番三六号浅沼ビル二階

相続財産管理人　弁護士　渡辺　正和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区浅草橋二丁目三七番地二、最後の住所茨城県土浦市大町一四番一六―九〇二号桜川ハイツ　被相続人　亡　森　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月八日

事務所茨城県土浦市中高津二丁目二番三六号田口司法書士事務所

相続財産管理人　田口　武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区亀有二丁目一五三三番地、最後の住所東京都葛飾区西亀有三丁目四二番八号メゾンヴェール西亀有四〇一

被相続人　亡　髙木　保彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月八日

東京都港区虎ノ門五丁目一三番一号虎ノ門四〇ＭＴビル二階虎ノ門総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　朋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市鬼高二丁目四番、最後の住所千葉県市川市鬼高二丁目四番一三号

被相続人　亡　髙安　松郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月八日

東京都港区赤坂三丁目一三番四号第三吉田ビル二階前川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　前川　渡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区方南一丁目一一二番地、最後の住所東京都杉並区方南一丁目三三番七号

被相続人　亡　中島　功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月八日

東京都千代田区丸の内二丁目五番二号三菱ビル九六四区千代田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　千代田有子

（登録姓　中鳥）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都日野市南平八丁目一八番地六、最後の住所東京都日野市南平九丁目一五番地の二

被相続人　亡　田中　幸夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月八日

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三二番一一号吉祥寺ＹＫビル二階ＮＡＫＡ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中　由規子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都町田市小川二丁目五番地二三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　原　真紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月八日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　番場　弘文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区東日暮里六丁目四九番、最後の住所東京都荒川区東日暮里六丁目四九番一七―四〇五号星和日暮里ハイツ

被相続人　亡　加藤　正明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月八日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小野寺良文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区東砂七丁目一〇番、最後の住所東京都江東区東砂八丁目一八番二二―一二〇一号

被相続人　亡　田中　基浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月八日

事務所東京都新宿区三栄町二三番一号ライラック三栄ビル三階わかばの風法律事務所

相続財産管理人　弁護士　森田　太三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市磯子区磯子二丁目一六八六番地、最後の住所神奈川県横須賀市鷹取二丁目一七番五―一〇一号　被相続人　亡　山川　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月八日

東京都千代田区麹町四丁目三番二九号パシフィックシティ麹町三階四五六法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐伯　一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都青梅市東青梅三丁目一九番地四〇、最後の住所東京都青梅市東青梅三丁目一九番地の四〇岡野コーポ

被相続人　亡　岡野　義雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月八日

事務所東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四かたくり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　英司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市西区戸部町五丁目一八九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　金子　英夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月八日

横浜市中区太田町一丁目九番地　神奈川県興業ビル四階

相続財産管理人　弁護士　瀬古　宜春

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県安城市日の出町四五番地、最後の住所愛知県安城市日の出町一〇番二号

被相続人　亡　生田　強

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月八日

愛知県安城市御幸本町一一番二七号第二大嶽ビル三階

相続財産管理人　弁護士　深津　茂樹